

第 57 号

権 利 の 放 棄 に つ い て

次のとおり権利を放棄する。

平成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

相 手 方		権 利 の 内 容	放 棄 の 理 由
住 所	氏 名		
		徳島県営住宅の家賃52,700円に係る債権	回収不能のため
		徳島県営住宅の家賃39,200円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃33,900円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃207,000円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃754,983円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃1,345,500円に係る債権	同 上

提案理由

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。